

豊田通商グループ人権方針

基本方針

豊田通商グループは、ミッション「未来の子供たちにより良い地球を届ける」の実現に向けて、事業活動を通じ、社会課題の解決に取り組んでいます。

その中で、私たちが Global Vision の「ありたい姿」 - パートナー・ステークホルダーにとって代替不可能・唯一無二の存在「Be the Right ONE」 - となるため、事業を展開する国・地域の人権課題を理解し、適切な行動をとっていくことが極めて重要な責任であると認識しており、マテリアリティの一つとして『人権を尊重し、人を育て、活かし、「社会に貢献する人づくり」に積極的に取り組む』ことを掲げています。

なお、本方針は豊田通商グループにおける、人権に関する最上位の方針として位置づけます。

1. 国際規範や法令に対する考え方

私たちが世界中でビジネスを展開するに際し、国際基準に則った人権尊重はその基盤になるものと考え、国連「世界人権宣言」を含む国際人権章典、「ビジネスと人権に関する指導原則」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を支持し、人権を尊重します。

また、私たちが定める行動指針に、良き企業市民として「人間を尊重し、活性化された働きがいのある職場づくりに努める」ことを掲げ、グローバル行動倫理規範（COCE）においては人権尊重を明示し、人権への配慮を重視しています。

特に、性別、年齢、出身、国籍、人種、肌の色、民族、宗教、性自認、性的指向、妊娠、障がいの有無、政治的見解等に基づくあらゆる差別およびハラスメントの禁止、強制労働、児童労働、不適切な雇用の撲滅や各国労働法令に基づく最低賃金を上回る賃金の遵守および生活賃金を上回る賃金の支払い、そして企業活動の中で関わる関係者全員のプライバシーや表現の自由の保護に努めます。

2. 適用範囲

本方針は、私たち全ての役職員に適用します。また、サプライヤー・ビジネスパートナーを含む全てのステークホルダーの皆様においても、本方針を理解し、遵守いただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを通じて、私たちの事業における人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めます。

4. 是正・救済

私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、または関与したことが明らかになった場合、適切な手続き・対話を通じてその是正・救済に取り組みます。

5. 苦情処理メカニズム

私たちは、全ての役職員および私たちの事業と関係する人権課題を適宜把握し、対応していくため、通報や苦情処理の仕組みの構築に努めます。

6. 教育

私たちは、本方針が役職員に浸透するよう、役職員に適切な教育と研修を行います。また、本方針が事業活動全体に定着するよう、ガイドラインやその他必要な手続きの中に反映します。

7. 結社の自由

私たちは、全ての役職員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の法令に基づいて認めます。

8. 進捗確認と情報開示

私たちは、人権尊重に向けた取り組み及びその進捗状況を継続的に確認し、ウェブサイト等を通じて、適宜開示していきます。

9. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、人権に対する負の影響について、人権に関する専門知識を有する第三者機関に相談するとともに、関係するステークホルダーの皆様との対話・協議を行います。

2020 年 1 月策定

2025 年 7 月改定

取締役社長

今井 斗志光